十九　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十　令和二年七月豪雨の被災地域への緊急消防援助隊の派遣に伴う関連経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十一　平成二十九年度に発生した大雪のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十二　平成三十年梅雨期における豪雨及び暴風雨のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十三　平成三十年北海道胆振東部地震及び同年台風第二十一号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十四　平成三十年台風第二十四号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

［削る］

二十五　令和元年山形県沖を震源とする地震及び同年房総半島台風のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十六　令和元年八月から九月の前線に伴う大雨（同年台風第十号、同年台風第十三号、同年房総半島台風及び同年台風第十七号を含む。）、同年東日本台風、同年台風第二十号及び同年台風第二十一号のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を受けて実施する事業及び国の補助金を受けて実施する被災農家等営農再開緊急対策事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十七　令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

二十八　令和元年房総半島台風及び同年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する小規模事業者支援推進事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・九五）を乗じて得た額

ハ　林業の担い手の育成及び確保に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が林業の担い手の育成及び確保に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

ニ　地域林政アドバイザーの活用に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定により、激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業において、道府県が災害査定に関連した事務の外部委託に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十一　令和元年東日本台風の被災地域への緊急消防援助隊の派遣に伴う関連経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十二　平成二十九年度に発生した大雪のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十三　平成三十年梅雨期における豪雨及び暴風雨のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十四　平成三十年北海道胆振東部地震及び同年台風第二十一号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

二十五　平成三十年台風第二十四号のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十六　独立行政法人農畜産業振興機構の行うＡＳＦ侵入防止緊急支援事業と連携を図り当該道府県が当該年度に行うアフリカ豚熱対策に要する経費（附則第四条第一項第九号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十七　令和元年山形県沖を震源とする地震及び同年房総半島台風のため社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金事業に限る。）を受けて実施する被災住宅の補修に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十八　令和元年八月から九月の前線に伴う大雨（同年台風第十号、同年台風第十三号、同年房総半島台風及び同年台風第十七号を含む。）、同年東日本台風、同年台風第二十号及び同年台風第二十一号のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を受けて実施する事業及び国の補助金を受けて実施する被災農家等営農再開緊急対策事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

二十九　令和元年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

三十　令和元年房総半島台風及び同年東日本台風のため国の補助金を受けて実施する小規模事業者支援推進事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七（国の補助率が三分の二となる場合にあつては〇・九五）を乗じて得た額